

建設業者の皆様へ

適正な下請契約を！

平成27年4月

下請契約を締結する場合は下記のとおり行い、建設工事における元請負人と下請負人との間における対等な協力者としての適正な契約の締結や適正な下請代金の支払いに努めてください。

【元請負人とは】

請負契約を市と締結した業者及び数次の下請契約により行われる場合における当該下請契約の注文者をいう。

1 下請代金の見積り及び請負金額の決定について

(1) 見積り依頼の方法

見積り依頼する場合は、建設業法第19条（建設工事の請負契約の内容）の請負代金の額を除く工事内容、工期等の事項についてできる限り具体的な内容を提示して見積りを依頼してください。

【建設業法第20条】

※具体的な内容については、下記2の契約締結及び契約変更の方法を参照してください。

(2) 見積り期間

建設工事の注文者（下請工事を発注する元請負人）は、予定価格に応じて一定の見積り期間を設けなければなりません。

①500万円未満	1日以上	} ⇒
②500万円以上5,000万円未満	10日以上	
③5,000万円以上	15日以上	

②、③については、やむを得ない事情がある場合、5日以内に限り短縮が可能です。

【建設業法第20条、建設業法施行令第6条】

(3) 見積りの内訳

建設工事の請負契約を締結する際には、工事内容に応じ、工事の種別ごとに、「労務費、材料費、その他経費」の内訳を明らかにして、見積りを行うよう努めなければなりません。

【建設業法第20条】

(4) 金額の決定方法

請負金額は、契約等当事者が対等な立場で決定しなければなりません。

また、自己の取引上の地位を不当に利用して、原価に満たない金額を請負代金として契約を締結してはなりません。

【建設業法第18条、第19条の3】

2 下請契約について

(1) 契約締結及び契約変更の方法

下請契約の締結に当たっては、契約の内容となる重要事項(下記のとおり)を明示した適正な契約書を作成し、下請工事の着工前までに、署名又は記名押印をして相互に交付しなければなりません。また、当初の契約内容に変更が生じた場合は、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければなりません。

【建設業法第19条】

同法第19条第1項の各号は、下記のとおりです。

一 工事内容	八 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
二 請負代金の額	九 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
三 工事着手の時期及び工事完成の時期	十 発注者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
四 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法	十一 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
五 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め	十二 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
六 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め	十三 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
七 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更	十四 契約に関する紛争の解決方法

※【参考】国土交通省ウェブサイト

「建設工事標準下請契約約款(昭和52年4月26日中央建設審議会決定)」について

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/kengyo/yakkan/KAISSETU.htm>

(2) 契約締結の時期

建設工事における紛争を防ぐため、工事着手前に適正な契約を締結する必要があります。

(3) 不当な使用資材等の購入強制の禁止

注文者は、取引上の地位を不当に利用して、工事に使用する資材等を請負人に対して強制的に購入させてはなりません。

(4) 請負契約書の形態

下請契約書は、下記のいずれかの方法により書面で作成しなければなりません。
【注文書及び請書による契約の締結について(平成12年6月29日付け建設省経建発第132号)】

①個別契約書による場合

【個別契約書のみ】

- ・ 建設業法第19条に掲げられた事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付すること。

②注文書・請書による場合

ア 当事者間で基本契約書を締結したうえで、注文書及び請書の交換による場合

【注文書・請書 + 基本契約書】

- ・ 基本契約書には、建設業法第19条第1項各号に掲げる事項を記載し、当事者の署名又は記名押印をして相互に交付すること。ただし、注文書・請書に記載される事項は除く。
- ・ 注文書・請書には、建設業法第19条第1項第1号から第3号に掲げる事項その他必要な事項を記載すること。
- ・ 注文書・請書には、記載事項以外の事項については、基本契約書の定めによることが明記されていること。
- ・ 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。

イ 注文書及び請書の交換のみによる場合

【注文書・請書 + 基本契約約款】

- ・ 注文書及び請書に、同内容の基本契約約款を添付又は印刷すること。
- ・ 基本契約約款には、建設業法第19条第1項各号に掲げる事項を記載すること。ただし、注文書・請書に記載される事項は除く。
- ・ 注文書・請書には、建設業法第19条第1項第1号から第3号に掲げる事項その他必要な事項を記載すること。
- ・ 注文書・請書には、記載事項以外の事項については、基本契約約款の定めによることが明記されていること。

3 検査及び引渡しについて

(1) 検査の時期

下請負人から工事完成の通知を受けたときは、元請負人は、当該通知を受けた日から20日以内で、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了しなければなりません。

【建設業法第24条の4】

※ 元請負人がいつまでも完成した目的物の引渡しを受けないと、下請負人は、下請代金の支払を受けられないばかりでなく、当該目的物の保管責任を負わされ不測の損害を被るおそれがありますので注意してください。

(2) 引渡しを受ける時期

検査完了後に下請負人から申し出があれば、直ちに目的物の引渡しを受けなくてはなりません。ただし、特約がある場合は20日以内での引渡しが可能です。

【建設業法第24条の4】

4 下請代金の支払について

(1) 代金の支払時期

元請負人は、注文者(郡山市や下請工事の発注者)から出来高払又は完成払を受けた場合には、支払の対象となった工事を施工した下請負人に対して、1か月以内で、かつ、できる限り短い期間内に相応する下請代金を支払わなければなりません。

【建設業法第24条の3】

また、特定建設業者は、注文者から支払を受けていなくても、工事完成の確認後、下請負人(特定建設業者又は資本金が4,000万円以上の法人は除く。)から工事の目的物の引渡しの申し出であったときは、申し出の日から50日以内に下請代金を支払わなければなりません。

これに違反した特定建設業者に対しては、高率の遅延利息の支払義務が課せられます。

(2) 前払金を行う場合の支払方法

元請負人は、前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して、資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければなりません。

【建設業法第24条の3】

※ 公共工事においては、郡山市からの前払金は現金でなされるので、企業の規模にかかわらず、前払金制度の趣旨を踏まえ、下請負人に対して相応する額を、速やかに現金で前金払いするように

(3) 支払方法及び手形期間

下請代金の支払は、できる限り現金払いとし、現金払いと手形払いを併用する場合であっても、下請代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払いとしなければなりません。【建設産業おける生産システム合理化指針第4】

手形期間については、90日以内(特に事情がある場合にあっては120日以内)でできる限り短い期間とするよう努めてください。

【注意事項】

郡山市(下請工事の発注者も含む)から支払われた工事代金を下請代金の支払に充てずに他に転用することは、下請負人を不当に圧迫するおそれがありますので、厳に慎むようにしてください。